

保険医療機関への指導、監査に関わる正確・公正な報道を求める声明

「診療報酬 不適切請求の疑い 厚労省、半数の調査放置 対象、8000 医療機関」などとの記事が、朝日新聞 1・2 面 (5/11) に掲載された。診療報酬を「不適切に請求」した疑いがあるとして、国が、個別指導と呼ばれる「調査」の対象としている 8000 の医療機関のうち、半数近くが未調査のまま放置されている。国民の税・保険料が投入される医療費についての「行政のチェックは極めてずさん」などの趣旨である。

記事は、指導と監査の仕組みと実態について誤解しており、保険医療機関と患者・国民の間に無用な対立を惹起するものといわざるをえない。「正確で公正な記事と責任ある論評」(新聞倫理綱領) がされるよう、記事の問題点について以下述べるものである。

第一に、記事は、個別指導と監査の違いを正確に理解していない。個別指導は「保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う」(指導大綱) とされる。対して、監査は、「診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置をとる」(監査要綱) ことを主眼としている。

個別指導は、保険診療等のルールについて親身に教育する行政指導である。疑わしきものを強制的に取り調べた上、行政処分も実施できる監査とは明確に区別されている。両者の違いが曖昧なまま個別指導が論じられているため、8000 の医療機関が、「不適切請求」の疑いで調査(取り調べ)の対象となっているかのような誤った理解を読者に与えている。

第二に、個別指導の実態について、医師の同席で「甘くなる」現状があると示唆しているが、個別指導の現実を認識していない。医師の同席とは、学識経験者の立会いのことと思われるが、医療上の知識について公平・公正に助言する位置付けにすぎない。行政指導である個別指導に、威圧的な言動も交えた取り調べ的な手法が持ち込まれて、少なくない保険医が自殺や PTSD に追い込まれてきた実態がある。行政指導にもかかわらず、保険医の人権を守るために、弁護士の帯同まで求めざるをえない異常な実態こそ正確に報道すべきである。

記事では、個別指導の対象に関して、高点数で「過剰診療の可能性がある一などの基準をもとに不適切な請求をした疑いのある医療機関を抽出」と書いているが、「指導大綱」にはそうした抽出上の理由は記載されていない。「高点数だから不適切ということではない」(保険局長、5/14 厚労委員会) と厚労省自身も述べているように、高点数より過剰診療で不適切請求の疑いありとの記述は誤りである。

そもそも、年齢構成・産業構造などに応じて患者个体群の違いがある上、手術・検査、リハビリや高薬価剤治療など専門とする医療機能の相違から、過剰診療とは関係なく、高点数に該当する医療機関が発生する。高点数は、医療機能の相違の反映でもあり、高点数を過剰診療(=不適切請求)の疑いでくくることが自体が問題である。むしろ、高点数での選定を回避するため萎縮医療が誘発され、診療の質的低下を招き患者に不利益を及ぼしている。

「診療報酬点数表の平易化・簡素化」が中医協で検討されるほどに、点数表を医療機関が正確に理解して請求することは困難を極める。「診療報酬制度は複雑で、不正の発見が難しい」と書く以前に、制度の複雑さが請求ミスを招かざるをえない背景について報道すべきである。本会は、引き続き、保険医の生活と権利を守り国民医療を向上させるため、指導、監査の改善に取り組んでいくものである。

2014 年 5 月 18 日
全国保険医団体連合会理事会